

学生等のボランティア活動に関わる保険の例（令和5年度時点）

① 学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）

【（公財）日本国際教育支援協会】

大学・短大・大学院・高等専門学校が、正課、学校行事又は課外活動として位置づける学生のボランティア活動下の事故を補償

- 学研災（学生自身のケガを補償する保険 Aタイプの場合）
 - ・保険料：昼間部650円・夜間部100円（1年間）
 - ・医療保険金：活動内容及び治療日数に応じて3,000円～30万円
 - ・入院加算金：入院1日につき4,000円
 - ・死亡保険金：2,000万円、後遺障害保険金 3,000万円（いずれも上限額）
- 付帯賠償（学生が他人に与えた損害を補償する保険 Aコースの場合）
 - ・保険料：340円（1年間）
 - ・対人賠償・対物賠償合わせて1事故につき最大1億円

学校で上記の位置づけがないボランティア活動での事故は、学研災付帯学生生活総合保険（「付帯学総」）で補償可能。地震・津波等によるケガ等を補償する「天災危険補償特約」が付帯（4年間で36,000～62,000円程度）

【WebサイトURL・QRコード】 <http://www.jees.or.jp/gakkensai>



② 社会福祉協議会のボランティア活動保険

【社会福祉法人 全国社会福祉協議会】

社会福祉協議会に登録した個人又は団体に所属する個人が被災地ボランティアセンターを介して行うボランティア活動での事故に対応

- ・保険期間：1年間（毎年度4月1日～翌年3月31日）※年度途中の加入時も終期は同じ
- ・年間保険料：基本プラン 350円
 - 天災・地震補償プラン 500円
 - 特定感染症重点プラン 550円*

* 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い令和5年度をもって廃止

- ・保険金（死亡・後遺障害）：
 - 各プラン共通 1,040万円

【WebサイトURL・QRコード】

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/council/volunteer_activities.html



③ スポーツ安全保険

【（公財）スポーツ安全協会】

加入手続きを行った4名以上のボランティア団体での団体活動中の事故を補償対象

- ・保険期間：1年間（毎年度4月1日～翌年3月31日）※年度途中の加入時も終期は同じ
- ・年間保険料：800円
- ・保険金：死亡2,000万円、後遺障害3,000万円（最高）
- ・入院日額：4,000円、通院日額：1,500円

【WebサイトURL・QRコード】 <https://www.sportsanzen.org/hoken/>



※ ①「付帯学総」、②「天災・地震補償プラン」及び「特定感染症重点プラン」を除き、ボランティア活動中の余震、津波による事故は補償されません。